

# 三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和7年度版)の改正概要について

令和7年5月21日

## 1 主な改正内容

### (1) 建設工事の適用範囲

建設工事の適用範囲について下記のとおり改めます。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| 5-1 対象工事（建設工事）<br>（1）予定価格12億円以上の建設工事は標準型又は高度技術提案型とする。<br>（2）予定価格3千万円以上12億円未満の建設工事は簡易型とする。<br>但し、予定価格2億円以上の建設工事には標準型を適用することができるものとする。<br>なお、当分の間、以下の工事に適用することを標準とする。 | 5-1 対象工事（建設工事）<br>（1）予定価格 <b>15億円</b> 以上の建設工事は標準型又は高度技術提案型とする。<br>（2）予定価格3千万円以上 <b>15億円</b> 未満の建設工事は簡易型を <b>原則</b> とする。<br>なお、当分の間、以下の工事に適用することを標準とする。 |

### (2) 建設工事における評価方式のタイプ別適用範囲

各種建設工事における評価方式のタイプ別適用範囲の考え方を改めます。

### (3) 建設工事における評価基準及び得点配分の標準案

1) 建築設備工事の管工事、電気工事における地域精通度の本店等所在地において評価方式のタイプ別適用範囲により配点に変更されたため、標準案を改正します。

2) 農業農村整備事業の土木一式工事、舗装工事、法面処理工事における地域貢献度（①多面的機能支払活動実績、②土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績、③公共施設美化活動実績の実績による評価）において配点を改めます。

### (4) 測量・設計における評価基準及び得点配分の標準案

農業農村整備事業の設計業務及び測量業務における社会貢献度（①多面的機能支払活動実績、②土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績の実績による評価）において配点を改めます。

## 2 適用日

令和7年6月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



### 【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696